

倫理憲章



法令遵守と公正・透明な事業活動

法令・社会規範を遵守し、公正・透明な市場の下に積極的な事業活動を行いながら、広く社会とのコミュニケーションを図り、社会から支持され、信頼される業界形成を目指します。

地球環境への貢献

木材を利用促進するとともに森林を育成し、CO₂の吸収・固定による地球温暖化の抑制、生産工程の効率化、産業廃棄物の適切な処理、代替エネルギーの活用、住宅の省エネ性能の向上、ライフスタイルの提案等、地球環境の保全に貢献します。

安全で快適な居住環境の確保

すべての生活者にとって安全で快適な居住を共有し、相互扶助の充実を図り、企業と個人、個人と個人が共生するコミュニティの創造に寄与します。

地域社会への貢献

地域の気候風土、慣習に配慮しながら優れた住まいづくりを通して地域文化の発展に寄与するとともに地域産業との共存共栄を目指します。

人材育成

高品質な木造住宅の供給のために、安全理念の重視の下、生産・販売・流通・その他に関わるプロフェッショナル人材の育成とこの活用に努め、木造住宅産業界の発展に貢献します。

行動スローガン

法令・社会規範をまもろう!

常に安全を意識しよう!

木を活かし、環境に配慮しよう!

地域に貢献しよう!

人を育てよう!

豊かなコミュニティ創造に寄与しよう!

木住協倫理憲章制定にあたって

2006年、我が国では住生活基本法が制定されました。この制定には私たち木住協も積極的に関わってきましたが、同法は、住宅関連事業者に住宅建築における国民の安心・安全且つ豊かな住生活の創造には、住宅の安全性その他の品質又は性能を確保するために必要な措置を適切に講じる責務があることを明示されたところであります。

また、その後いわゆる耐震偽装事件を機に、建築基準法等関連法の改正や住宅生産事業者の瑕疵担保責任の履行を確実なものとするための「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が制定されました。環境問題への配慮、世界的なエネルギー需給の逼迫化等の諸情勢を踏まえてエネルギー使用の合理化をさらに強化するための「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正、並びに住生活の向上と環境への負荷の低減を図るため、長期にわたり良好な状態で使用できる優良な住宅の普及を促進するための「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の制定に向けて、国会審議されているところであります。

こうした住宅・建築行政を巡る情勢の変化を契機に、住宅関連事業に携わる者としての社会的責任を再認識するとともに社会的期待に応えるために、本協会及び会員の守るべき規範として、倫理憲章を制定することとしました。